

重要事項説明書(契約概要／注意喚起情報)

スマート共済 生活保障保険

生活保障保険 重要事項説明書

この書面では、生活保障保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項(**契約概要**)と、お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項(**注意喚起情報**)を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
- 保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ずお読みください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申し込まれる場合、お客様にとって不利益になることがあります。

1 商品のしくみと保障内容について

契約概要

- (1) この保険は、プラス少額短期保険株式会社がお引き受けいたします。
(2) 生活保障保険は、保険の契約にあたって以下の特約を1つ以上付加することにより、保険契約期間中に支払事由に該当した場合に、保険金等を受け取ることができる保険です。

【入院保障特約(限定告知型)】

名 称	入院給付金
支払事由	被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当する入院をした場合 (1)責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因とした入院(ただし、事故の日を含めて180日以内に開始した入院であることを要します。) (2)責任開始日以後に生じた疾病(異常分娩を含みます。)を直接の原因とした入院 (3)前2号は、治療を目的とした入院であり、病院または診療所への入院日数が2日以上であることを要します。
支払額	1回の入院につき、 入院給付金日額 × 入院日数 ただし、1回の入院については、入院日数30日を限度とします。 なお、1保険期間における入院給付金の支払金額は、80万円を限度とします。 ※責任開始日からその日を含めて6か月以内の入院は、不慮の事故による傷害による入院を除き、入院給付金額の支払額は50%とします。
受取人	被保険者
免責事由	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2)被保険者の犯罪行為 (3)被保険者の薬物依存 (4)被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (5)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

【手術保障特約(限定告知型)】

名 称	手術給付金
支払事由	被保険者が保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けた場合 (1)責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害または、疾病(異常分娩を含みます。)を直接の原因としてその治療を目的とした手術であること (2)病院または診療所における手術であること (3)公的医療保険制度における診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。)に、手術料の算定対象として列挙されている手術であること
支払額	手術1回につき手術給付金日額 なお、1保険期間における手術給付金の支払金額は、80万円を限度とします。 ※責任開始日からその日を含めて6か月以内の手術は、不慮の事故による傷害による手術を除き、手術給付金額の支払額は50%とします。
受取人	被保険者

免責事由	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2)被保険者の犯罪行為 (3)被保険者の薬物依存 (4)被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (5)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
------	--

【先進医療保障特約(限定告知型)】

名 称	先進医療給付金
支払事由	被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に生じた不慮の事故による傷害または、疾病(異常分娩を含みます。)を直接の原因としてその治療を目的とした先進医療による療養を受けた時
支払額	先進医療の技術に関わる費用と同額 ただし、先進医療給付金額を限度とします。 なお、1保険期間における先進医療給付金の支払金額は、80万円を限度とします。 ※責任開始日からその日を含めて6か月以内は、先進医療給付金額の支払額は50%とします。
受取人	被保険者
免責事由	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2)被保険者の犯罪行為 (3)被保険者の薬物依存 (4)被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (5)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

【死亡特約(限定告知型)】

名 称	死亡保険金
支払事由	被保険者が保険期間中に死亡したとき
保険金額	死亡保険金額 ただし、被保険者が責任開始日からその日を含めて6か月以内に死亡したときは、保険証券記載の死亡保険金額×50%とします。
受取人	死亡保険金受取人
免責事由	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1)責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2)保険契約者の故意 (3)保険金受取人の故意

2 新規でお申し込みいただける方(被保険者)の範囲

契約日において満20歳以上満89歳以下である方。

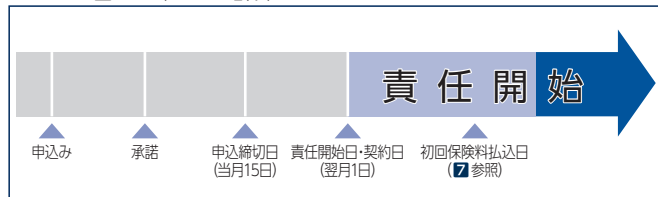
契約概要

3 契約日・責任開始日について

注意喚起情報

お申し込みいただいたご契約を、申込締切日(毎月15日)までに当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保障が開始されます。申込書などに記入漏れがあったり、当社がお申し込みに関する確認に時間を要する場合などで、ご契約を承諾した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。
初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を

責任開始日といえます。
契約日は責任開始日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。



4 保険期間と更新

契約概要

注意喚起情報

- (1) 保険期間は、契約日から起算して1年間です。
- (2) 保険契約者が保険期間満了日の2週間前までに当社所定の書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、更新日(保険期間満了日の翌日)において満99歳まで更新されます。ただし、保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が満99歳をこえる場合、更新できません。
- (3) 更新後の保険期間は、更新日より1年間となります。また、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を行うことがあります。
 - ① 普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年齢に応じて保険料が変更になる場合
 - ② 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況の変更が発生し、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行う場合
- (4) 更新時に、当社がこの保険契約の締結を取扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。

5 保険金をお支払いできないことがある主な場合

契約概要

注意喚起情報

- (1) 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (2) 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- (3) 保険契約について詐欺の行為があつて取り消された場合や、保険金の不法取得目的があつて保険契約が無効になった場合
- (4) 保険料のお支払い込みがなく、保険契約が失効した場合
- (5) 免責事由に該当した場合
 - ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の犯罪行為
 - ③ 被保険者の薬物依存
 - ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑧ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

6 保険料について

契約概要

注意喚起情報

保険料については、保険料表をご覧ください。

※90歳以降の保険料は【別表1】をご参照ください。

- (1) お申し込み時の保険料は、責任開始日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。
更新時の保障金額はお申し込み時のままで、保険料は更新日における満年齢、性別、払込回数によって決まりますが、ご契約更新の際に年齢群団が変わる場合に変動します。
- (2) 払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかをお選びください。
- (3) 払込方法(経路)は、口座振替またはクレジットカード払いのいずれかをお選びください。

【1. 口座振替の場合】

月払保険料は、払込期月中の毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、年払保険料は責任開始日または更新日の属する月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、保険契約者の指定口座より、口座振替(自動振替)によりお支払いいただきます。

【2. クレジットカード払いの場合】

クレジットカード振替特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料の払い込みを行うことができます。この場合、以下の事項については口座振替による保険料の払い込みの場合と異なります。
当社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料の払い込みがあったものとします。

- (4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- (5) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況の変更が発生したときは、当社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

7 保険料のお払い込みの猶予期間とご契約の失効

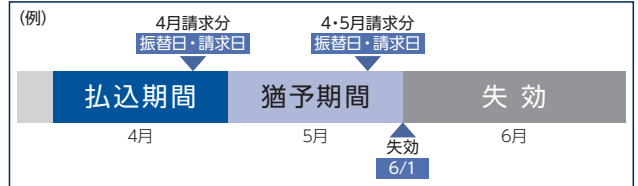
注意喚起情報

- (1) 保険料お払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◎ 保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

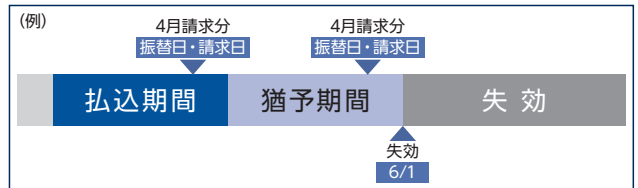
【1. 月払の場合】

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払い込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した2か月分の保険料が払い込まれない場合



【2. 年払の場合】

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき保険料のお払い込みがない場合



- (2) 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

8 配当金・満期保険金・解約返戻金

契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金はありません。
- (3) 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

9 告知義務について

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、ご契約時に、危険選択に関する重要な事項のうち、当社所定の書面で質問した事項につき、その書面により告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いできないことがあります。被保険者の告知事項については、十分ご注意ください。
- (2) 当社の社員・募集人には告知受領権がありません。当社の社員・募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、必ず告知書にご記入いただきますようお願いいたします。ご記入内容によってはご契約をお断りすることがあります。

10 保険契約のお申し込みの撤回等(クーリングオフ)について

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下であるため、クーリングオフの対象外です。

11 セーフティネットについて

注意喚起情報

当社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。ただし、破綻した場合の損失の補填や、資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保険業者登録時ならびに毎決算期に必要なに応じて供託金を法務局に差し入れております。

12 保険金等のご請求の手続きについて

注意喚起情報

- (1) 保険金等の支払事由が発生した場合は、保険金等請求窓口まで、すみやかにご連絡ください。
- (2) 保険金等、解約返戻金その他の支払を請求する権利は、これらを行することができる時から3年間これを行わないときは、時効により消滅します。
- (3) 保険金等のご請求に際しては、保険金等請求書、当社所定の診断書等、当社の指定する書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは、保険金等ご請求時に、保険金等請求受付窓口にご確認ください。

13 少額短期保険業者の制限について

注意喚起情報

少額短期保険業者には、原則として以下の制限があります。

- (1) 少額短期保険業者は保険期間が1年間以内であって、いわゆる第三分野の医療保険の場合は、保険金額が80万円以下の保険のみの引受けを行うもの→少額短期保険業者は保険期間が1年間以内であって、第一分野の死亡保険の場合は、保険金額が300万円以下、第三分野の医療保険の場合は、保険金額が80万円以下の保険のみの引受けを行うもの
- (2) 1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円以下とすること
- (3) 1人の保険契約者について引き受けるいわゆる第三分野の医療保険の保険金額の合計は、原則8,000万円以下とすること

14 その他ご注意いただきたい事項

● 申込書・告知書のご記入について

- (1) 申込書は、原則として保険契約者・被保険者それぞれがご自身でご記入ください。
- (2) 告知書は、被保険者の健康状態や傷病歴などをお知らせいただくものです。正確にご記入くださるようお願いいたします。

● 保険契約の引受について

以下の場合はこの保険契約のお引き受けが出来ない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者について、過去に保険金請求に関し詐欺行為を行ったことがある場合
- (2) 過去における保険金請求頻度が著しく高い場合

● 少額短期保険募集人の権限

注意喚起情報

当社募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は当社がご契約のお申し込みを承諾したときに有効に成立いたします。

● ご契約の解約に際しての不利益事項

注意喚起情報

ご契約中の保険契約を解約すると、新たに保険契約をお申し込みいただいたとしても、被保険者の健康状態などによってはお引受けできないことがあるなど、お客様にとって不利益になることがあります。

● 生命保険料控除の対象外となることについて

注意喚起情報

保険契約者が負担する保険料は、所得税法上、所得控除(生命保険料控除)の対象となっておりませんので、あらかじめご了承ください。

● インターネットでのお申し込みについて

インターネットからお申し込みの手続きを行った場合には、インターネットによる保険契約申込みに関する特約が付加されます。この場合、以下の事項については書面によるお申し込みの場合と異なります。

- (1) 保険契約者および被保険者が同一人の場合に限り取り扱います。
- (2) お申し込みの手続きは、保険契約申込書の提出に代えて、保険契約者ご本人が、インターネットを利用して、当社が提示する保険契約申込画面で所要事項を入力し、当社に送信することにより行えることとします。
- (3) 告知は、告知書の提出に代えて、被保険者ご本人が、インターネットを利用して、当社が提示する告知画面で所要事項を入力し、当社に送信することにより行なえることとします。

● 情報端末でのお申し込みについて

情報端末からお申し込みの手続きを行った場合には、情報端末による保険契約申込みに関する特約が付加されます。この場合、以下の事項については書面によるお申し込みの場合と異なります。

- (1) お申し込みの手続きは、保険契約申込書の提出に代えて、保険契約者ご本人が、当社が提示する保険契約申込画面で所要事項を入力し、当社に送信することにより行えることとします。
- (2) 告知は、告知書の提出に代えて、保険契約者または被保険者が、当社が提示する告知画面で所要事項を入力し、当社に送信することにより行えることとします。

● 払込方法の変更の取扱い

- (1) 払込方法(回数)の変更(月払または年払)は更新時のみ行うことができます。保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。

15 お問合せ・苦情・相談窓口

● ご契約に関するお問合せ

当社の保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記ご相談・お問合せ窓口へご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しては、当社の取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

TEL 0120-786-765

[受付時間] 平日 9:00 ~ 18:00

(土日・祝日・年末年始を除きます。)

● 苦情のお申し出およびご意見・ご相談

TEL 0120-786-765

[受付時間] 平日 9:00 ~ 18:00

(土日・祝日・年末年始を除きます。)

16 指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険に関する苦情処理手続き・紛争解決手続き等の実施のための「手続き実施基本契約」を締結しております。お客様と当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

苦情を受けてから1か月を経過した後も未解決の案件については、弁護士・学識経験者・消費者相談員によって構成される「裁定委員会」が「少額短期ほけん相談室」内に設置され、和解の仲介・裁定(和解案の作成)を行います。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8

TEL 0120-82-1144 (フリーダイヤル)

FAX 03-3297-0755

[受付時間] 平日 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00

(土日祝日および年末年始休業期間を除く)

<https://www.shougakutanki.jp/>

17 支払時情報交換制度について

注意喚起情報

当社は、一般社団法人 日本少額短期保険協会、少額短期保険業者とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人 日本少額短期保険協会ホームページ(上記)をご覧ください。